

	ステップ	取組
1 ビジョンの明確化  2 ニーズに応じた商品企画の検討  3 加工技術の習得  4 衛生管理手法の習得  5 販売先の検討  6 PR方法の検討	現状把握・経営戦略の検討	自社の経営を客観的に分析した上で、中長期的な経営戦略を検討し、6次産業化の取組が効果的か判断しましょう。
	市場調査・ニーズの把握	市場の動向やトレンド、顧客ニーズを把握し、競合他社の情報を調査しましょう。
	ターゲット層、商品コンセプトの設定	「何を」「誰に」「いくらで」「どのように」食べてもらいたいかを明確にしましょう。容量やパッケージ、値段設定等に活かされます。 「原料があるから」、「規格外品がでたから」という生産者目線ではなく、「消費者が求めているものをつくる」というマーケットインの視点が大切です。
	事業計画作成	6次産業化の取組を具現化するための計画書を作成しましょう。今後の方向性の検討や進捗管理に役立ちます。
	加工技術の習得と各種法規の学習・商品の試作	加工技術や衛生管理等に関する情報を集めましょう。各機関が加工技術、衛生管理及び食品表示等に関するセミナーを実施しているので、積極的に受講しましょう。 情報を集めたら、まずは小規模での試作を始めましょう。試作を繰り返し、製品化に向けブラッシュアップを図りましょう。なお、大隅加工技術研究センターでは、施設の開放などにより、加工品開発の支援等を行っています。施設利用者が鹿屋保健所での手続き(営業許可申請・取得、営業届出)を行えば、テスト販売を行うこともできます。
	食品製造者の検討	製品化の目途がついたら、自社で製造するのか、専門の加工業者に委託(OEM)するのか検討しましょう。自社で加工施設を整備する場合、加工工程に衛生管理上の問題がないか、事前に保健所に確認しましょう。 施設整備等に補助事業を活用する際は、市町村や地域振興局・支庁等の関係機関に早めに相談しましょう。なお、営業許可が取得できる地域の農産物加工施設を活用して製造する方法もあります。
	営業に必要な申請等の準備	飲食店の営業や加工食品の製造・販売を行う場合には、原則として食品衛生法に基づく営業許可申請または営業届が必要です。また、営業の種類に応じて専用の施設や設備等が必要ですので、事前に管轄の保健所に相談しましょう。 また、施設ごとに食品衛生責任者を設置する必要がありますので、有資格者がいない場合は食品衛生責任者養成講習会を受講しましょう。 酒類の製造(試作を含む)・販売業を行うには、酒税法に基づく免許の申請が必要ですので、早めに税務署に相談しましょう。
	包装資材の選定とパッケージデザイン等の検討	加工食品の輸送性、保存性及び利便性を高めるために、適切な包装資材を検討しましょう。また、商品のストーリーや生産者の思い、中身がイメージできる画像等を盛り込み、ターゲットを想定したデザインを検討しましょう。 容器包装された加工食品は、一括表示(食品表示)と栄養成分表示、容器包装「識別マーク」の表示が必要です。食品表示110番等の関係機関に相談しながら、適切な表示に努めましょう。 期限表示(賞味期限・消費期限)は、科学的、合理的根拠をもって、製造者が設定することとなっています。関係機関に相談しながら、適切な期限を設定しましょう。
	試験販売・売価設定	各種コストを把握した上で売価を設定しなければ、利益が少なかつたり、赤字になったりするおそれがあります。商品が完成するまでの費用を全て計算し、利益を加えて売価を算出しましょう。売価を算出したら、その価格に見合う価値があるかを見極めましょう。 本格的な大量販売の前に、小規模での試験販売に取り組みましょう。売れない商品の大量生産、それに伴う在庫超過などのリスクが回避できます。最近では、テストマーケティングや資金調達、ファンづくり、PR等を一举に行うことができるクラウドファンディングも活用されています。 試験販売で課題が見つかった場合は改善を行い、売り先等を検討しながら最終的な売価を決定します。
	本格販売・販路開拓	本格販売に向けて、マスコミへの情報提供(プレスリリース)や、展示商談会等に参加し、売り先を確保しましょう。SNS等による定期的な情報発信も大切です。 展示商談会では、出展者の伝えたい情報とバイヤーの知りたい情報をまとめることで、効果的な商談につながります。農林水産省で公開されている「FCP展示会・商談会シート」等を活用して、情報共有に努めましょう。

※実際に取組を進める際は、順番が前後する場合があります。

# 主な進め方

主な相談先														参考		
鹿児島県農山漁村発イノベーションセンター	地域振興局・支庁	鹿児島県就農支援センター	かごしま農業経営・商工会議所／商工会連合会	よろず支援拠点	鹿児島県農政局	九州農政局	鹿児島県の食輸出・ブランド戦略室	かごしま農政課	鹿児島県大隅加工技術研究センター	鹿児島県農業大学校	食品表示110番	保健所生活衛生課／鹿児島税務署	鹿児島県特産品協会			
④	⑥	⑦	⑧⑨	⑩	⑤	①	②	③	⑪	⑫⑬	⑯	⑯	⑮	◀ P.24～26に主な相談先の連絡先等を記載		
●	●	●	●													
●				●												
●				●											認定を受けると、農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)産業支援型の活用や、農業改良資金の据置期間の延長ができます。	
●					●										総合化事業計画 	
●						●	●	●	●						各地域の「市民農園、観光農園、農家レストラン、農林漁業体験施設、農産物加工所」の資料にまとめられています。  	
●	●					●	●		●					鹿児島県内の農産物加工施設 	農林水産物をOEM受託加工している企業の紹介カタログ 	
●									●	●				 食品関係の営業  食品衛生責任者養成講習会		
●				●			●		●					 食品の期限表示に関する情報		
●				●			●							 R4年度クラウドファンディング実施事例		
●					●		●							 FCPシート		

# 農産物等を加工・販売する際に係る主な法律

食品を流通させるということは、消費者に対して大きな責任を持つことになります。食品表示や食品衛生面に関する決まりを遵守することで、安全な生産物を消費者に届けることができます。ここでは、食品を取り扱う上で知っておくべき法律を紹介します。

短い間隔で改正がある場合もあるため、常にチェックしましょう。

\*P.24~26に相談窓口の連絡先等を記載

名称	対象	概要	参考	相談窓口*
食品衛生法	食品、添加物、器具、容器包装	飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するもの。食品、添加物、器具、容器包装について、成分規格や製造基準等が定められている。 原則、全ての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理の実施が必要。		12
食品表示法	すべての飲食物	食品を摂取する際の安全性、一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するもの。 名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地等の表示義務について定められている。		11
JAS法 日本農林規格等に関する法律  	飲食料品、油脂、農畜林水産物等	適正、合理的な規格(JAS規格)を制定し、適正な認証・試験などの実施を確保することで、産業の発展と消費者の利益を保護するもの。 有機や飲食料品等の規格があり、JAS規格に適合している製品や認証を受けた事業者の広告にJASマークを付けることができる。		16
計量法	容器包装された特定商品(生鮮食品、加工品等)	計量の基準を定めるもの。内容量等の表記及び量目公差(許容誤差)について定められている。		17
景品表示法 不当景品類及び不当表示防止法	事業者の供給する商品、サービスの取引	優良誤認表示、有利誤認表示、過大な景品類の提供を禁止するもの。		11
薬機法 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	医薬品、医薬部外品、化粧品等	医薬品等の開発、承認、製造、販売、広告などに関する規制を定め、品質、有効性、安全性の確保するもの。 虚偽・誇大な記事の広告を禁止している。		18
健康増進法	特別用途食品、食品として販売に供する物	健康保持増進効果等について虚偽誇大広告等を禁止するもの。		19
資源有効利用促進法 資源の有効な利用の促進に関する法律 	該当する容器包装	3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組を総合的に推進するもの。スチール缶、アルミ缶、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装について、識別表示義務がある。		20
酒税法	酒類(アルコール分1度以上の飲料)	酒類の品目、製造・販売免許を受けようとする場合の申請手続き等について定められている。		14
酒類業組合法 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律		酒類の品目(果実酒・リキュール等)、アルコール分、税率適用区分、発泡性を有する旨等の表示義務について定められている。		
米トレーサビリティ法 穀類等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律	米及び米加工品	問題が発生した場合に、流通ルートを速やかに特定するため、穀類等の取引等の記録を作成・保存すること、産地情報を取引先や消費者に伝達することを義務づけるもの。		16
牛トレーサビリティ法 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	枝肉、部分肉、精肉等	BSEの蔓延防止措置の的確な実施を図るため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において個体識別番号を正確に伝達するもの。		21
PL法 製造物責任法	製造または加工された動産	製造物の欠陥により人の生命、身体、財産に被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めるもの。損害賠償責任を負わないといけなくなった事業者を守るものなので、万が一に備えPL保険に加入することが大切。		11

# 活用できる主な補助金

令和6年1月時点

\*P.24~26に相談窓口の連絡先等を記載

管轄	補助事業名	概要	補助率	対象者	備考	詳細	相談窓口*
農林水産省	農山漁村振興交付金 農山漁村発イノベーション対策のうち  農山漁村発イノベーション推進事業 (農山漁村発イノベーション創出支援型)	①2次・3次産業と連携した加工・直売の取組 ②新商品開発・販路開拓の取組 ③直売所の売上向上に向けた多様な取組 ④多様な地域資源を様々な新分野で活用する取組 ⑤多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組	①～④ 1/2以内  ⑤ 定額	農林漁業者、民間事業者 市町村等	【事業期間】 1年間または2年間  【交付限度額】 500万円		
	農山漁村振興交付金 農山漁村発イノベーション対策のうち  農山漁村発イノベーション整備事業 (産業支援型)	農林水産物加工・販売施設等の整備	3/10以内 (農山漁村発イノベーションに係る市町村戦略に基づき行う場合等は1/2以内)	農林漁業者団体、中小企業者 ※総合化事業計画または農商工等連携事業計画の認定が必要	【交付限度額】 原則1億円 (最大2億円)		26
中小企業庁	強い農業づくり総合支援交付金 産地基幹施設等支援タイプ	集出荷施設・加工施設の整備等	1/2以内	都道府県、市町村、農業者の組織する団体等	【要件】 ●受益農業従事者5名以上 ●各品目ごとに面積要件あり ●総事業費5,000万円以上等		
	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	機械・装置、工具・器具の購入等(設備投資等)	1/2～2/3以内	中小企業者等	【補助上限額】 750万円～1億円		22
県	小規模事業者持続化補助金	機械・装置費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、新商品開発費等	2/3以内 (貸上げ枠のうち赤字事業者は3/4以内)	小規模事業者	【補助上限額】 50～200万円	 	8 9
	農地利用効率化等支援事業	経営改善に必要な農業用機械・施設の導入	3/10以内	農業者等 ※地域計画のうち目標地図に位置付けられた者等	【補助上限額】 助成対象経費に10分の3を乗じて得た額、融資額、助成対象経費から融資額及び地方公共団体等による助成額を控除して得た額のうち最も低い額		26
	かごしまの農業未来創造支援事業 産地づくり対策	加工施設・機械の整備等	1/3以内	農業者の組織する団体等	【補助上限額】 1,000万円		
	新事業創出ネットワーク事業 新事業創出支援事業補助金	①ソフト支援 人材育成、試作・研究開発、マーケティング・販路開拓、専門家招聘 ②ハード支援 施設整備投資等	① 1/2～2/3以内 ② 設備投資額(下限1,000万円)×2%+(新規常用雇用者数×30万円)	県内中小企業者等	【補助上限額】 ①90～400万円 ②1,000万円	 	23 24

その他



県の事業一覧



国の事業一覧(逆引き辞典)

# 主な農業制度資金

\*P.24～26に相談窓口の連絡先等を記載

資金名	対象者	利率	償還期限	融資限度額	詳細	相談窓口*
日本政策金融公庫	農業改良資金	総合化事業計画の認定を受けた農業者等	無利子	12年以内 (うち据置3年以内) ※総合化事業計画の認定を受けた場合は据置期間5年以内	【個人】 5,000万円 【法人・団体】 1.5億円	
	スーパーL資金 農業経営基盤強化資金	認定農業者	0.60～1.00%	25年以内 (うち据置10年以内)	【個人】 3億円 (特認6億円) 【法人】 10億円 (特認20億円 [一定の場合30億円])	25
	スーパーW資金 農林漁業施設資金	認定農業者が加工・販売を行うために設立した法人であって一定の要件を満たすもの	1.00%	【設備資金】25年以内 (うち据置5年以内) 【関連費用】10年以内 (うち据置3年以内)	原則：負担額の80% 特例：負担額の90%	
	経営体育成強化資金	主農業者、 認定新規就農者、 集落営農組織等	1.00%	25年以内 (うち据置3年以内)	負担額の80%かつ 【個人及び農業参入法人】 1.5億円 【法人・団体】 5億円	
	農業近代化資金	認定農業者、 認定新規就農者、 主業農業者等	1.00% ※認定農業者の特例あり	7～20年以内 (うち据置2～7年以内)	【個人】 1,800万円 (知事特認2億円) 【法人・団体】 2億円 (農業参入法人1.5億円) 【共同利用施設(農協等)】 15億円	JA、 金融機関等

※利率は令和6年1月18日現在です。最新の情報はホームページ等でご確認ください。

# 6次産業化に関する相談・問合せ先

## 総合相談窓口

機関名	内容	部署名	番号	電話番号(直通)	HP等
鹿児島県	全般・農畜産関係	農政部 農政課 かごしまの食輸出・ブランド戦略室 6次産業化支援係	①	099-286-3179	
	林産関係	環境林務部 森林経営課 特用林産係		099-286-3364	
	水産関係	商工労働水産部 水産振興課 水産流通対策係		099-286-3435	
鹿児島県 (加工相談)	農産関係	大隅加工技術研究センター	②	0994-31-0317	
	農畜産関係	農業開発総合センター 農業大学校 農村生活研修課	③	099-245-1074	
	水産関係	水産技術開発センター 水産食品部		0993-27-9214	
	発酵食品関係	工業技術センター		0995-43-5111	
(公社)鹿児島県農業・農村振興協会	全般	6次産業化推進部 (鹿児島農山漁村発イノベーションサポートセンター)	④	099-213-7223	
農林水産省	全般	九州農政局 鹿児島県拠点 地方参事官室	⑤	099-222-7643	

## 地域振興局・支庁の相談窓口 ⑥

機関名	内容	部課係名	電話番号(直通)
鹿児島	農畜産関係	農政普及課 農業振興係	099-805-7271
	林産関係	林務水産課 林務係	099-805-7359
	水産関係	林務水産課 水産係	099-805-7297
南薩	農畜産関係	農政普及課 農業振興第一係	0993-52-1342
	林産関係	林務水産課 林務係	0993-52-1335
	水産関係	林務水産課 水産係	0993-52-1337
北薩	農畜産関係	農政普及課 農業振興第二係	0996-25-5530
	林産関係	林務水産課 林務係	0996-25-5509
	水産関係	林務水産課 (出水市駐在)	0996-62-5915
姶良・伊佐	農畜産関係	農政普及課 農業振興係	0995-63-8146
	林産関係	林務水産課 林務水産係	0995-63-8162
	水産関係	林務水産課 林務水産係	0995-63-8159
大隅	農畜産関係	農政普及課 農業振興第一係	0994-52-2138
	林産関係	林務水産課 林務第二係	0994-52-2162
	水産関係	林務水産課 水産係	0994-52-2165
熊毛	農畜産関係	農政普及課 農業振興係	0997-22-0044
	林産関係	林務水産課 林務係	0997-22-1133
	水産関係	林務水産課 水産係	0997-22-1831
大島	農畜産関係	農政普及課 農業振興係	0997-57-7265
	林産関係	林務水産課 林務係	0997-57-7285
	水産関係	林務水産課 水産係	0997-57-7288

# 6次産業化に関する相談・問合せ先

## その他の相談窓口

機関名	番号	内容	電話番号(直通)	HP等
かごしま農業経営・就農支援センター	⑦	経営相談等	099-286-3152	
鹿児島商工会議所	⑧	経営相談、販路開拓支援等	099-225-9500	
鹿児島県商工会連合会	⑨		099-226-3773	
鹿児島県よろず支援拠点 (公財)かごしま産業支援センター	⑩	経営相談、パッケージ、販路開拓支援等	099-219-3740	
食品表示110番 (鹿児島県男女共同参画局消費者行政推進室)	⑪	食品表示	099-286-2533	
鹿児島県くらし保健福祉部 生活衛生課	⑫	HACCP、食品衛生、 営業許可等	099-286-2786	
保健所	⑬		HPに記載あり▶	
鹿児島税務署酒類指導官	⑭	酒税法、酒類業組合法等	099-255-8111	
(公社)鹿児島県特産品協会	⑮	販路開拓・商品開発支援等	099-223-9177	
鹿児島県農政部農政課 かごしまの食輸出・ブランド戦略室 食の安全推進係	⑯	食品表示(品質事項)	099-286-3095	
鹿児島県計量検定所	⑰	計量法	099-269-5161	
鹿児島県くらし保健福祉部 薬務課	⑱	薬機法	099-286-2804	
鹿児島県くらし保健福祉部 健康増進課	⑲	健康増進法	099-286-2717	
鹿児島県環境林務部 廃棄物・リサイクル対策課	⑳	資源有効利用促進法	099-286-2594	
鹿児島県農政部畜産課	㉑	牛トレーサビリティー法	099-286-3223	
鹿児島県中小企業団体中央会	㉒	組合等運営指導、 業種間連携等	099-222-9258	
(公財)かごしま産業支援センター	㉓	新産業創出ネットワーク事業、 経営相談等	099-219-1270	
鹿児島県産業立地課 新産業創出室	㉔	新産業創出ネットワーク事業	099-286-2897	
日本政策金融公庫鹿児島支店 農林水産事業	㉕	融資、経営支援	099-805-0511	

# 6次産業化に関する相談・問合せ先

## 市町村の相談窓口 ②

地域	市町村	担当部署	電話番号
鹿児島	鹿児島市	都市農業センター	099-238-2666
	三島村	定住促進課	099-222-3141
	十島村	地域振興課	099-222-2101
	日置市	農林水産課	099-273-8870
	いちき串木野市	農政課	0996-21-5121
南薩	枕崎市	農政課	0993-76-1185
	指宿市	農政課	0993-22-2111 (代表)
	南さつま市	農林振興課	0993-76-1603
	南九州市	農政課	0993-36-1111 (代表)
北薩	薩摩川内市	農業政策課	0996-22-8115 (内線4212)
	阿久根市	農政課	0996-73-1142
	出水市	農政畜産課	0996-63-4127
	さつま町	農政課	0996-53-1111
	長島町	農政課	0996-86-1136
姶良・伊佐	霧島市	農政畜産課	0995-64-0910
	伊佐市	農政課	0995-26-1365
	姶良市	農政課	0995-52-1211 (代表)
	湧水町	産業振興課	0995-74-3111 (代表)
大隅	鹿屋市	産業振興課 かのや食・農商社推進室	0994-31-1180
	垂水市	農林課	0994-32-1224
	曾於市	農林振興課	0986-76-8808
	志布志市	農政畜産課	099-474-1111 (代表)
	大崎町	農林振興課	099-476-1111 (代表)
	東串良町	農林水産課	0994-63-3123
	錦江町	産業振興課	0994-22-3034
	南大隅町	経済課	0994-24-3128
	肝付町	林務水産商工課	0994-67-2116
	西之表市	農林水産課	0997-22-1111
熊毛	中種子町	農林水産課	0997-27-1111
	南種子町	総合農政課	0997-26-1111
	屋久島町	産業振興課	0997-43-5900
	奄美市	農林水産課	0997-52-1157
大島	大和村	産業振興課	0997-57-2153
	宇検村	産業振興課	0997-67-2215
	瀬戸内町	農林課	0997-72-1174
	龍郷町	農林水産課	0997-69-4525
	喜界町	農業振興課	0997-65-3692
	徳之島町	農林水産課	0997-82-1150
	天城町	農政課	0997-85-5257
	伊仙町	経済課	0997-86-3116
	和泊町	経済課	0997-84-3518
	知名町	農林課	0997-84-3164
	与論町	産業課	0997-97-4924



鹿児島県6次産業化  
PRキャラクター  
「ろくじか」



鹿児島県

鹿児島県農政部農政課  
かごしまの食輸出・ブランド戦略室  
TEL:099-286-3179



6次産業化商品  
ウェブカタログ